

2025年度立入検査の実施状況及び 2026年度立入検査の重点事項について 【報告】

2026年3月9日

経済産業省産業保安・安全グループ

ガス安全室

1. 2025年度 立入検査の実施状況

1. 本省

本省における2025年度立入検査は、2025年4月～2026年1月までの間に、以下の立入検査重点確認項目として対象事業所を選定し、**9事業所**に対して立入検査を実施した。

2. 産業保安監督部※

産業保安監督部における2025年度立入検査は、2025年4月～2026年1月までの間に、**207事業所**に対して立入検査を実施した。

※各支部、北陸産業保安監督署、那覇産業保安監督事務所を含む。

※本省と産業保安監督部合同で実施する検査も存在するため、本省検査と産業保安監督部検査の件数に一部重複がある。

【2025年度立入検査重点確認項目】

- ① 一般ガス導管事業者の自社工事に係るガス事業者の保安業務の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
- ② 一般ガス導管事業者の他工事に係るガス事業者の保安業務の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
- ③ 一般ガス導管事業者の業務用施設における法定漏えい検査時の灯内内管の設置状況、腐食状況等の確認の実施状況に関する事項
- ④ ガス小売事業者の消費段階における保安管理に関する事項
- ⑤ ガス導管に関する事項（経年管、耐震化対応）
- ⑥ 製造・供給における保安対策に関する事項（他工事事故対策含む）
- ⑦ 消費機器に関する周知及び調査に係る保安業務に関する事項
- ⑧ 規制見直し等の制度改正に関する事項
- ⑨ サイバーセキュリティの確保に係るガス事業者の保安業務の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
- ⑩ 地震時の緊急停止基準に係るガス事業者の保安業務の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項

2. 2025年度 立入検査の結果

- 経済産業省本省及び産業保安監督部において、2025年度立入検査重点事項に基づき検査を行った結果、主な指摘事項は次のとおり。
- ⑥ 製造・供給における保安対策に関する事項
 - ガス事業法第34条に基づく定期自主検査が期間内に実施されていない。
 - ガス工作物の技術上の基準を定める省令第51条第1項に基づく漏えい検査が期限内に行われていない。
- ⑦ 消費機器に関する周知及び調査に係る保安業務に関する事項
 - 保安業務規程に基づく消費機器に関する周知が適切な頻度で実施されていない。
 - 保安業務規程に基づく消費機器に関する調査が適切な頻度で実施されていない。
- ⑨ サイバーセキュリティの確保に係るガス事業者の保安業務の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
 - 保安規程において、サイバーセキュリティ対策の規定が適切になされていない。
- 上記指摘については、改善指導書等を発出し、改善結果報告を徴収するなどの対応を行っている。

3. 2026年度 立入検査の重点事項

- 2025年度立入検査の結果を踏まえ、2026年度立入検査の重点確認項目は、次のとおりとする。
- 特に、**2025年の事故事例を踏まえ、「⑨その他非常時における初動対応の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項」を新たに追加する。**

【重点確認項目】

- ① 自社工事・他工事に係るガス事業者の保安業務の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
- ② 一般ガス導管事業者の業務用施設における法定漏えい検査時の灯内内管の設置状況、腐食状況等の確認の実施状況に関する事項
- ③ 経年管及びガス導管の耐震化に関する事項
- ④ 製造・供給における漏えい検査の適切な実施に関する事項
- ⑤ 消費機器に関する周知及び調査に係る保安業務に関する事項
- ⑥ 規制見直し等の制度改正に関する事項
- ⑦ サイバーセキュリティの確保に係るガス事業者の保安業務の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
- ⑧ 地震時緊急停止基準に係るガス事業者の保安業務の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
- ⑨ その他非常時における初動対応の実施体制、関係規程等の整備状況及び実施状況に関する事項